

(仮称) ゆりあげの郷食彩館の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社伊藤チェーン
- 2 届出年月日 令和元年5月20日
- 3 店舗の名称 (仮称) ゆりあげの郷食彩館
- 4 店舗設置者 株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一
柴田郡柴田町槻木上町一丁目1番41号
- 5 店舗所在地 名取市閑上字昭和11番1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社伊藤チェーン	2, 927 m ²	生鮮食品・食料品等
未定	1, 296 m ²	
計	4, 223 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和2年6月14日

- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 223 台 (指針による必要台数: 184台)
- (2) 駐輪場の収容台数 45 台 (指針による参考台数: 121台)
- (3) 荷さばき施設の面積 156 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 30 m³ (指針による必要容量: 13 m³)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻 (開店) 午前9時 (年間10日は、午前8時)
(閉店) 午後9時
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
(年間10日は、午前7時30分から午後9時30分まで)
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

- 10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和元年5月31日
- ・縦覧期間 公告の日から令和元年10月1日まで
(公告の日から4か月間)

- ・地 元 説 明 会 令和 元年 7月18日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和 元年 8月 9日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 元年10月 1日 (公告の日から4か月以内)
- ・県 の 意 見 の 通 知 期 限 令和 2年 1月20日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	1回目：令和元年7月18日（木）午後4時から午後4時45分まで 2回目：令和元年7月18日（木）午後6時30分から午後7時まで
開催場所	関上公民館 ホール1・ホール2 名取市関上一丁目77番地の1 E-32街区1画地
出席人数	1回目：13名 2回目：5名

1回目	
質問事項	回答内容
計画地北側従業員及び大型車専用駐車場の出入口は、右左折入庫可能な出入口であるが、周辺道路への渋滞が懸念されないか。	計画地北側駐車場は、従業員及び観光バス等が利用する駐車場として計画しております。当該出入口は、搬入車両（4t車両）や観光バスが1日に数台程度利用すると想定しておりますので、周辺道路への渋滞は発生しないと考えております。 →県の意見は不要
北側駐車場を利用する大型車は、搬入車両を想定しているのか。	観光バスを想定しております。 →指針の対象外
計画地北側駐車場と店舗敷地を往来するためには、緑道を横断する計画であるが、事業者として安全対策を検討しているのか。	緑道は、関上小中学校の通学路になると考えられますので、事業者としましても安全対策が必要であると考えております。対策として、緑道を横断する車両は、主に搬入車両であると考えられますので、業者に対する指導を徹底したいと考えております。また、敷地内の路面に停止線を設置して車両の一時停止を促す計画です。さらに、緑道の横断する部分には、ポストコーンというプラスチック製で夜光反射材付きのポールを設置して安全対策を講じる計画です。なお、今後の課題ではありますが、緑道を横断する車両を検知して、警報機等を設置できれば、さらに事故が抑制できると考えております。 →県の意見は不要
計画地西側の県道塩釜亘理線は、非常に交通量が多い路線であり、計画店舗が開店した場合、交通量がさらに増加して渋滞が懸念されるため対策を講じて欲しい。	ご指摘のとおり、計画地西側の県道塩釜亘理線は、交通量がかなり多い路線であると認識しております。つきましては、西側出入口の道路中央にポストコーンを設置して右折入庫待ち車両による渋滞が発生しない対策を講じる計画です。実際に交通量を調査した計画地周辺の交通は、県道塩釜亘理線の南北への交通と北側から西側へ右折する交通並びに西側から北側へ左折する交通が多い特徴がわかりました。計画店舗が出店することで特に交通量の増加が予測される方向は、現状で交通量が多い方向ではありませんので、現時点では、既存の交差点で交通処理が可能であると考えております。しかし、店舗が開店してご心配されているような状況になった場合、一事業者として対策を講じることは、限られておりますが、可能な限り対応したいと考えております。 →県の意見は不要

大規模小売店舗の新設をする日とは、開店予定日と考えてよいか。	そのとおりです。届出時は、令和2年6月14日で計画しておりましたが、諸事情により1ヶ月程度遅れる恐れがあります。 →指針の対象外
2回目	
質問事項	回答内容
計画地に隣接する緑道について、具体的な安全対策を聞きたい。	緑道につきましては、名取市からも安全対策を講じるように要望されております。対策として、緑道を横断する搬入車両に対する指導の徹底、敷地内に停止線を設置して緑道を横断する前に一時停止の呼びかけ、緑道に夜光反射材付きのポストコーンを設置する等を検討しております。また、今後の課題ではありますが、車両が緑道を横断するときに警報機等を設置できないか検討しております。 →県の意見は不要
当該店舗とは、末永くお付き合いすることになります。そして、児童・生徒の職場体験等では、是非ご協力頂きたいと考えております。つきましては、緑道等に講じる安全対策の結果を事前に聞かせて頂けるようお願いしたい。	承知しました。 →指針の対象外
閑上地区の防災マップの作成を行っておりますが、当該店舗の事業者として協力して欲しい。	承知しました。もし、防災的な会合等がございましたら参加させて頂きたいと考えております。 →指針の対象外
計画地北側のかわまちてらす閑上では、駐車場が不足していることから、計画店舗に駐車場を利用してもらう等の協力をお願いしたい。	可能な範囲内であれば、協力させて頂きます。 →指針の対象外
計画地店舗においてホームセンター等で取り扱う商品を販売して欲しい。	現在、ドラッグストアや100円ショップ等にテナントとして声掛けさせて頂いております。ホームセンターで取り扱う商品の販売は難しいと考えられますが、普段の生活で必要な雑貨類は販売していきたいと考えております。 →指針の対象外

名取市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
開店時、繁忙期等の混雑が予想される場合は、車両出入口・駐車場内に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保及び来店車両等の円滑な誘導に配慮すること。	ご指摘のとおり、開店時や繁忙期等の混雑が予想される場合は、必要に応じて誘導員を配置して歩行者及び来店車両等の円滑な誘導に努めます →県の意見は不要。
車両出入口付近での接触事故防止のため、歩行者・自転車の視界確保を留意すること。	ご指摘のとおり、車両出入口付近の視距を確保して接触事故防止に努めます。 →県の意見は不要
緑道上の搬入車両横断箇所においては、歩行者等との接触事故防止のため、注意喚起表示等の配慮をすること。	緑道上の搬入車両横断箇所は、地元住民の方からもご意見を頂いておりますので、安全確保に努めます。 →県の意見は不要
建設工事を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入することも検討すること。	ご指摘のとおり、建設工事を実施する場合は、周辺住民にお知らせするとともに、可能な限り低騒音型・低振動型の機器を使用して周辺生活環境に配慮します。 →県の意見は不要

<p>工事車両等の通行にあたっては、 unnecessary 空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図ること。</p>	<p>ご指摘のとおり、工事業者に対して、騒音防止の指導を徹底します。 →県の意見は不要</p>
<p>駐車場でのアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、商品搬入時などにおける騒音により、近隣住民に迷惑をかけないように、利用者や事業者への指導の徹底、深夜の駐車場使用の自粛等を徹底すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、近隣住民の方にご迷惑の掛からない店舗運営に努めてまいります。 →県の意見は不要</p>
<p>近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努めること。</p>	<p>ご指摘のとおり、周辺道路が渋滞するようなことがあった場合は、関係機関と協議しながら一事業者として可能な対応を検討・実施します。 →県の意見は不要</p>
<p>騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じること。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう十分配慮すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、騒音・振動に係る特定施設を設置する場合には、必要な手続きを行うとともに規制基準を遵守して周辺生活環境へ配慮するように努めます。 →県の意見は不要</p>
<p>事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努めること。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制に努めます。 →県の意見は不要</p>
<p>循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努めること。</p>	<p>ご指摘のとおり、循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努めます。 →県の意見は不要</p>
<p>名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守します。 →県の意見は不要</p>
<p>廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理を行うこと。</p>	<p>ご指摘のとおり、廃棄物の保管スペースを十分確保して、施設からの悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理を行うことで周辺生活環境に配慮するように努めます。 →県の意見は不要</p>
<p>ごみの発生、保管、排出状況把握等を担当する責任者の配置について、配慮すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、ごみの発生、保管、排出状況把握等を管理します。 →県の意見は不要</p>
<p>駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策に配慮すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策に配慮します。 →県の意見は不要</p>
<p>盗難防止機器等による万引き防止対策を講じるよう配慮すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、盗難防止機器等による万引き防止対策を講じるよう配慮します。 →県の意見は不要</p>
<p>多数の来店者の自家用車に車上荒らし等が発生しないよう、駐車向き・照明の明るさ等工夫され、駐車場等の死角が生じないよう配慮すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、車両荒らし等が発生しないように防犯面にも配慮した店舗運営に努めます。 →県の意見は不要</p>
<p>警備員等による駐車場内、施設内の巡回パトロール実施等配慮すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、駐車場内は、従業員による定期的な巡回を行うことで、防犯面に配慮した店舗運営に努めます。 →県の意見は不要</p>

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡を超えるため実施

開催日時	令和元年12月20日（金）午前10時から午前11時まで
開催場所	（仮称）ゆりあげの郷食彩館 建設予定地
調査会結果	警察，道路管理者，名取市，設置者，商工金融課を交えて現地を確認し，交通対策等について検討を行った。この案件に対して県の意見を必要とする事項は出なかった。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社伊藤チェーン	
届出年月日	平成31年3月20日	
店舗名称	（仮称）ゆりあげの郷食彩館	
所在地	名取市閑上字昭和11番1 外	
市町村の意見	<input checked="" type="checkbox"/> あり	なし
地域住民等の意見	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
騒音関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
廃棄物関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	緑道への車両進入防止対策及び搬入作業時の安全確保について十分に配慮願います。	